

記者会見要旨
(2026 年 7 月 22 日)

I 第 60 回定期総会について

1. 記者会見を始めるに当たって、先ほど終了した定期総会と事業計画の概要をご案内いたします。
2. 内閣総理大臣の高市早苗氏にご挨拶いただき、その後、片山財務大臣兼金融担当大臣、山道日本取引所グループ取締役兼代表執行役グループ CEO にご挨拶を賜りました。
3. 金融庁からは、来賓挨拶をいただいた片山金融担当大臣をはじめ、伊藤長官、井上企画市場局長、新発田企画市場局審議官にご臨席を賜りました。
4. その後の審議については、審議事項 9 件を上程し、全て承認可決されました。

II 登録上場会社等監査人会費の新設、普通会費、業務会費の見直しについて

5. 本日の定期総会で承認された議案のうち、審議事項第 2-1 号及び第 2-2 号議案の会費見直しの趣旨をご説明します。会費見直しの概要は、資料 2 をご覧ください。
6. 昨今の会員を取り巻く状況を分析し、会員間の公平性を確保するとともに、長年の課題であった受益と負担に関する会費構造の歪みを是正し、協会の財政基盤の持続可能性を高めるため、会費制度の見直しを行いました。
7. 最初に、今回の見直しで新たに新設した登録上場会社等監査人会費についてご説明します。
8. 協会の自主規制として運用してきた上場会社等監査人の登録制度は、2022 年の公認会計士法改正を経て法的な制度として位置付けられ、上場会社を監査する事務所は、より高い水準での監査の品質管理体制が求められることになりました。
9. 当会としても、より高い水準での監査の品質管理体制を実現するために「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」を公表し、上場会社等の監査を行っていた監査事務所の品質管理体制の整備状況の確認を進めて、2025 年 7 月には、全ての登録審査が終了しました。
10. 今後、登録上場会社等監査人に対しては、品質管理体制の整備状況に加え、運用状況についても、より高い水準での監査の品質管理体制が果たされているかの確認を進めるために、品質管理レビューのリソースを登録上場会社等監査人に重点的に配分していきます。
11. これまでは、業務会費で品質管理レビューのリソースを賄っていましたが、上場会社監査の品質確保に係る費用については、制度の直接の担い手である登録

上場会社等監査人が相応の負担を担う仕組みが適当であるとして、新たに登録上場会社等監査人会費を新設しました。

12. 上場会社を始めとする資本市場の関係者の方々にも、登録上場会社等監査事務所がこのような監査品質の維持・向上のためのコストを負担することを、ぜひご理解いただければと思っています。
13. 登録制度に係る個別的な品質管理コストを登録上場会社等監査人に帰属させる考え方を示したことに伴い、業務会費のあり方も整理しました。
14. これまでは監査報酬に対して一律 1%を業務会費としてきましたが、監査事務所が協会から受ける便益と業務会費の額は無限に比例するわけではないことや、大手監査法人の業務会費に依存し続けるような会費構造を見直すことを目的として、監査報酬額に応じて利率が段階的に低減する累進通減方式、いわゆるレーマン方式を導入しました。
15. また、普通会費についても、近年の制度環境の変化や社会経済情勢を踏まえると、協会の基盤的活動を持続的かつ安定的にさせ得る水準を確保する観点から、これまでの月額 6000 円から月額 8000 円に値上げしました。

Ⅲ 第 61 事業年度事業計画（協会の経営方針と五つの重点目標）

16. 続きまして、第 61 事業年度事業計画についてご説明します。＜資料 3＞をご覧ください。
17. ここでは、協会の 5 つの目標であるビジョン、ミッション、バリューが掲げられています。この 5 つの目標に対して経営方針 1 から 5 まで、それぞれ重点施策と主な取組を記載しています。
18. 経営方針 1 は、監査の信頼性・魅力の向上です。昨今、複数の上場会社の会計不正が報じられていますが、公認会計士業界としてしっかりと襟を正して、監査の品質を確保していく必要があると考えています。
19. 経営方針 1 については、重点施策を 1 から 5 まで記載していますが、この中で主な取組をご紹介します。
20. 監査品質と監査の魅力の向上のためには、量的側面と質的側面の施策が必要です。しっかりと十分な監査期間及び人員を確保した上で、監査をする体制が必要だと考えています。
21. 量的側面の充実を実現するために、株主総会後ろ倒しを伴う会社法及び金商法の開示書類の一本化及び監査の一元化に向けて、協会からの意見書の提出や、会員及びステークホルダーへの周知活動を行うなど、積極的な関与を行っていきます。
22. 日本企業の 2026 年 3 月決算の上場会社の株主総会は、約 30%が 6 月 26 日に集中しました。さらに 6 月の最終週の 1 週間に、約 70%の株主総会が集中している状況であり、決算や監査の業務負荷が非常に重くなっています。

23. 総会後ろ倒しを実現することで、監査品質の向上に繋げていきたいと考えています。
24. 質的側面の向上を実現するためには、3 点の取組を考えています。1 点目の取組では、会社が新規上場から間もなくして上場廃止となった事例を受け、2026 年 1 月 26 日に「新規上場会社等の会計不正事例を踏まえた監査上の対応について（通知）」「登録上場会社等監査人による監査の信頼性向上に向けた取組」「プレスリリース「当協会の調査について（続報）」」の 3 点を公表しました。
25. 上場会社監査事務所が高品質な監査を提供できる体制を構築することが喫緊の課題だと考えており、品質管理レビューを通じて、監査品質の水準を確認しながら指導及び支援を進めていきたいと思っています。
26. 2 点目は、上場会社の監査の担い手である中小監査事務所に対する施策です。準大手を含む中小監査事務所は、約 1700 社の上場会社の監査を担っています。
27. 中小監査事務所の監査品質の向上のために、特に AI を始めとした進展するテクノロジーへの対応に注力していただきたく、協会としても経営基盤強化の支援を実施しています。
28. 3 点目は、タイムチャージ方式の監査報酬についてです。
29. 各監査法人は、監査品質の向上のために積極的に IT 投資を進めていますが、それに伴う間接コストが相当増えています。
30. 固定費が嵩む中、監査に費やした時間に単価を乗算する形での監査報酬の計算方法を再検討するべく、監査報酬の考え方に関する検討と取りまとめを指示し、現在プロジェクトチームによる検討が始まっています。
31. 次に、経営方針 2 の社会課題解決への貢献の中で、特にサステナビリティ情報の開示及び保証について説明します。
32. 7 月 15 日に、国会でサステナビリティ開示及び保証制度の導入を含む金融商品取引法の改正法案が成立しました。
33. 公認会計士及び監査法人は、これまで財務情報の監査を通じて資本市場の信頼を支えてきました。今後は、その専門性や知見を活かし、サステナビリティ情報に対する高品質な保証の提供を通じて、本制度への信頼確保に貢献していくことが期待されています。
34. 公認会計士及び監査法人は、監査で培われた保証の専門性、職業倫理及び品質管理の知見を既に有しており、サステナビリティ情報の保証の担い手として最もふさわしいと考えています。
35. 協会では、会員の体系的なサステナビリティ能力開発を進める観点から、JICPA サステナビリティ専門プログラムによる三段階の研修プログラムの提供を既に開始しています。
36. 協会は人材育成や基準開発、関係機関との連携を一層進め、制度の円滑な定着と

健全な発展に、引き続き積極的に取り組んでまいります。

37. また、社会課題解決への貢献という分野では、社外役員、組織内会計士など様々な立場で活躍する会員が増えていると同時に、公会計や税務、中小企業支援といった多様な業務領域で地域経済の発展に貢献する会員も増えています。
38. このような会員に対する支援を通じて、公認会計士の社会的役割を拡げていきたいと考えています。
39. 経営方針3は優秀かつ多様な人材確保と育成です。2025年6月30日付けで公表した「公認会計士の一体的能力開発に関する報告書2025」で掲げている提言の実現に向けて、具体的な取組の検討・実施を進めていきます。
40. また、優秀かつ多様な人材確保と育成のため、公認会計士試験の受験者を増やし、特に女性の受験者の確保をしていきたいと考えています。
41. 協会としては、2030年に公認会計士試験の合格者の女性比率を30%に上昇させることを目標にしています。
42. 現在、受験者に占める女性の割合は27%程度で、女性の合格者は24%程度です。まずは女性の受験者を30%以上にしなければ、合格者の女性比率を30%にすることは難しい状況です。
43. 公認会計士制度が100周年を迎える2048年には、協会会員・準会員の女性比率を30%に上昇させるという目標も掲げており、目標に向けてしっかりとした施策を実施していきたいと思えます。
44. 次に、経営方針4の会計リテラシーの向上についてご説明します。重点施策は会計教育の推進です。
45. 学校教育における会計教育の教員支援をはじめとして、会計教育の普及・啓発をより一層充実させるとともに、メディアの皆様も含む様々な関係者のご協力も得ながら、会計教育の普及活動に関する取組を実施したいと考えております。
46. 経営方針5は持続可能な基盤の確立です。今回の定期総会で会則変更した会費見直しを実行に移し、財政基盤の確保を進めていきたいと思えます。
47. さらに、ガバナンスに関する検討を進め、本部と地域会の一体的運営を図るとともに事務局間の連携を強化し、会員組織のガバナンスと、自主規制団体としてのガバナンスの両方を強化していきたいと思えます。
48. 2年後の2028年には、公認会計士制度80周年記念事業を行う予定です。現在、企画準備を進めていますが、監査業務の社会的重要性の理解の促進に繋がってきたいと思えます。

Ⅲ 最近の協会・業界の主な動向について

49. 続きまして、最近の協会・業界の主な動向についてご説明します。＜資料4＞

をご覧ください。

50. 7月3日に、公認会計士・監査審査会が監査法人に対して、検査結果に基づく勧告を公表しました。本件では、法人の運営と虚偽証明に関して勧告していますが、法人の業務管理態勢に関しては、会計基準や監査の基準の理解や職業的懐疑心が不足している状況を的確に把握していないことが指摘されています。
51. 適切な監査手続の実施及び職業的懐疑心の保持は監査の基本であり、自主規制団体である協会としても、このような指摘に向き合っていく必要があると考えます。
52. 7月17日には、公認会計士・監査審査会が「監査法人に対するモニタリングの進め方の見直し」を公表し、大手監査法人に対しては専門の担当検査官を配置し、大手間で横断的な水平的レビューを活用するなどして、年間を通じて検査する方針が示されました。重箱の隅をつつくような検査をやめるための見直しだと理解していますので、このような取組は歓迎したいと考えております。

以 上